十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(新旧対照表)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七

○医薬品、 条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成十九年厚生労働省令第十四号) 医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六 (抄)

(傍線部分は改正部分)

] スルフィニル}―N―メチルアセトアミド及びその塩百二十二 二― ~ [ビス(四―フルオロフェニル)メチル	百二十一 (略) 百二十 (略)	二(略)	百一 二―(二・五―ジメトキシ―四―メチルフェニル)百 (略) 「一〜九十九」(略))	改正案
(新設) 塩類	ニル)―一H―インドール―三―カルボキサミド及びN―(一―ペンチル―一H―インドール―三―カルボ百二十 N―(ナフタレン―一―イル)―一―ペンチル―百二~百十九 (略)	ラー〜	- (新設) エタンアミン及びその塩類	略物	現行

第二条 五. 二百四 二百三 一 { 匹 二百二 百二十四 百二十三 一百五~二百三十 類 医療等の用途) 物 類及びこれらを含有する 略 略 略) 略 (略) 兀 ~二百 (略) (略) (略) ーメトキシ (略) アミン メチ 五. ル フ ジ 略 略 その塩 エ メ <u>| 三・三|</u> カルボキシラー \vdash ル キ ク 応を起こさせる用途 元 口 略 略 略 素又は化合物に ジメチ キ ト及びその塩類 ル ル チ ル オキソ 第二条 (医療等の用途) 二百一 五. 二百 百二十二~百九十九 百二十一 二百二~二百二十七 (新設) びその塩類 びその塩類 る物 ナ 塩 シ ル トリ (新設) 類 略) フタレ (略) 五―メトキシ― (略) エタンアミン、-四―プロピルフ 及 五―メトキシ― プタミン及びその塩類四―ヒドロキシ―N― (略) び これ 五. らを含有 ジ 含有すって メト 1 N・N―ジプロピルトリプタミン及 (略) 略 N . N | ル 丰 (学術研究又は 応を起こさせる用途 元素又は化合物に化学 新設 略 -ジメチルトリプタミン及 イソプロ ピル 試 験 -N-メチ 検 査 \mathcal{O} 反

(略)	
(略	
咍)	

(略)(略)(略)に限る。)らを含有する物使用する場合以外の場合ロールー三ーイル) メタ 掲げる者における場合を ローペンチルーーHーピ 用途(ただし、第一号に	略) を含有する物 とっている との 塩類及びこれ	•	
略) とは、第一号 は、かつ、人の身体 はる。) はる。) はる。	に体験	ーイル) メタ	ル
	略) 限る。) 人の身体	げる者における場合	途(ただし、第一号